

令和4年8月

令和5年度

酒税制度に関する要望書

日本蒸留酒酒造組合
理事長 村田謙二

令和5年度税制改正要望項目（目次）

- 第1 比例逦減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。
- 第2 租税特別措置法第87条の見直しに当たっては、手厚い激変緩和措置、申請手続きの簡素化等をお願いしたい。
- 第3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。
- 第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。
- 第5 新型コロナウイルス感染症拡大に対し、酒税の負担軽減を検討していただきたい。
- 第6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒税制度に関する要望書

第1 比例逡減税率の適用範囲は、現状に留めていただきたい。

欧米諸国の規定では、ウイスキーはアルコール分40度以上、スピリッツはアルコール分37.5度以上でなければならないと定められています。一方、わが国の酒税制度では、ウイスキーもスピリッツもともに、37度未満には原則として比例逡減税率を適用しない（度数に比例して税額を下げない）こととされており、これにより国際的な整合性が保たれています。

仮に、アルコール分37度未満のウイスキー及びスピリッツにも比例逡減税率の適用を拡大した場合には、欧米諸国では存在し得ない低いアルコール度数のウイスキー及びスピリッツが、低い税額の適用を受けて低価格で商品化されることとなります。

このことは輸入品を不当な競争条件下に置くことになるため、諸外国から「国産品保護」や「貿易障壁」等といった非難が発生し、新たな国際問題に発展する公算が極めて強いと認められます。

ウイスキー及びスピリッツの最低アルコール度数

区分	E U	アメリカ	日本
ウイスキー	40度	40度	37度
スピリッツ	37.5度	40度	37度

※ 日本は、比例逡減税率が適用されるアルコール度数の下限值

第2 租税特別措置法第87条の見直しに当たっては、手厚い激変緩和措置、申請手続きの簡素化等をお願いしたい。

租税特別措置法第87条（酒税の税率の特例）の諸規定は、多数の中小零細企業からなる酒類業界にとって必要欠くべからざるものであります。

しかし、制度創設時の目的は既に達成されているとの指摘があり、制度の必要性に対する検証が求められる状況になっております。

こうした状況を受け、酒類業界では、中小零細企業を対象とする酒税の税率の特例制度は引き続き必要不可欠であるとの認識のもと、令和5年度改正に向けて、①小規模かつ収益基盤の確保等に意欲的に取り組む酒類製造者を対象者とし、②製造者単位の税額控除方式を採用し、③酒類製造者が事業計画を提出することを骨格とする、新たな特例制度を検討してまいりました。

酒類製造者は、地域社会とのつながりが深く地方創生や地域経済の要としても重要な役割を果たしていること、その大宗は中小零細企業であること、及びコロナ禍において酒類業界を取り巻く環境は極めて厳しいこと等に鑑み、是非、上記の新たな酒税の税率の特例制度を実現するとともに、特に以下の点について検討していただきたい。

- ① 大幅な税負担増となる酒類製造者に対する手厚い激変緩和措置
- ② 申請手続きの簡素化、事業計画の目標設定の弾力的な運用等
- ③ 従来規模以上の減税額の確保

第3 焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）の減税について検討していただきたい。

焼酎甲類（連続式蒸留焼酎）は、わが国において長年にわたって、身近な大衆酒として親しまれてきました。

しかし、焼酎甲類の現在の税率は、過去の度重なる増税により、大衆酒の域を超えた非常に高いものとなっております。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

わが国の税負担の伝統的な考え方である応能負担の原則に立って、焼酎甲類の減税について検討していただきたい。

第4 合成清酒の減税について検討していただきたい。

合成清酒は、わが国において長年にわたって、その固有の味わい及び性質により、独自のカテゴリーとして消費者に愛飲されてきた大衆酒です。

しかるに、平成18年度税制改正において、酒類間の税率格差の縮小という名目のもとに、合成清酒の飲用実態等を考慮することなく、大幅な増税を強いられることとなりましたことは、大変遺憾であります。

このような中で、平成26年4月、令和元年10月と二度にわたって消費税が引き上げられましたため、酒税との併課に伴う影響が極めて大きいものになっていると認められます。

市場規模も極めて小さな大衆酒である合成清酒については、消費者に過重な負担を強いることのないよう、減税を検討していただきたい。

第5 新型コロナウイルス感染症拡大に対し、酒税の負担軽減を検討していただきたい。

令和2年1月に発生した新型コロナウイルス感染症は、その後も感染拡大が収まらず、消費者の飲酒傾向の変化に伴う料飲店の営業時間の短縮などを通じて、酒類消費は大幅に減少しております。これにより酒類メーカーは経営に深刻な影響を受けているため、影響の存続する間の措置として、酒税の負担軽減について検討していただきたい。

第6 酒類の承認制度等の簡素合理化をしていただきたい。

酒類に関する承認、申告制度等手続きの簡素合理化をしていただきたい。

特に、以下の点について検討していただきたい。

- ① 未納税移出承認申請の申告手続きの簡素化（継続的取引の場合に包括承認を可とする）
- ② 酒類やもろみに不可飲処置を施す場合の都度承認を申告制又は届出制に移行

(5 酒税率一覧表)

付表1 主要酒類の酒税等負担率表

(令和3年12月現在)

品目	区分	容量	アルコール分	代表的なものの小売価格(税込) ①	酒税額 ②	消費税額 ③	酒税等負担率 (②+③)/①
		mℓ	%	円	円	円	%
ビール		633	5.0	330	126.60	30.00	47.5
		350	5.0	219	70.00	19.91	41.1
発泡酒 (麦芽比率25%未満のもの)		350	5.5	168	46.99	15.27	37.1
その他の醸造酒 (発泡性)②		350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
リキュール (発泡性)②		350	5.0	160	37.80	14.55	32.7
清酒		1,800	15.0	2,035	198.00	185.00	18.8
果実酒		720	11.0	770	64.80	70.00	17.5
連続式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,510	450.00	137.27	38.9
単式蒸留焼酎		1,800	25.0	1,878	450.00	170.73	33.1
ウイスキー		700	43.0	2,068	301.00	188.00	23.6

- (注) 1 清酒、果実酒、連続式蒸留焼酎、単式蒸留焼酎及びウイスキーの小売価格(税込)は、大手主要銘柄のメーカー参考小売価格を基に算出した。
 また、ビール、発泡酒、その他の醸造酒及びリキュールはオープン価格であるため、大手コンビニエンスチェーンにおける代表的な小売価格を掲げた。
 なお、ビール(633ml)には容器保証金(5円)が含まれている。
 2 その他の醸造酒(発泡性)②及びリキュール(発泡性)②とは、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部とした酒類で平成29年改正法附則第36条第2項第3号に該当するものをいう。
 3 消費税率は10%で計算している。

付表2 酒税等の負担率の推移

(単位:%)

品目	年度		昭和													令和		
	45	55	平成元	2	4	6	7	9	10	12	18	20	25	26	28	元	2	3
ビール (大びん: 633mℓ)	47.9	42.5	46.9	44.1	44.1	45.5	45.5	46.5	46.5	46.5	46.2	45.1	45.1	46.6	46.6	47.3	45.1	47.5
清酒 (1.8ℓ)	35.3	24.1	21.9	20.7	16.4	16.3	16.3	17.9	17.9	17.9	16.2	16.2	15.8	18.1	18.1	19.6	18.8	18.8
連続式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	19.9	10.9	22.7	21.3	21.3	25.5	25.5	31.7	35.8	35.8	36.0	36.0	36.0	37.8	37.8	38.9	38.9	38.9
単式蒸留焼酎 (25度、1.8ℓ)	12.9	7.2	14.3	13.5	13.5	17.0	17.0	23.9	27.9	32.0	32.1	29.9	29.9	31.8	31.8	33.1	33.1	33.1
ウイスキー (43度、700mℓ)	46.2	47.3	41.3	41.3	41.3	41.3	39.5	27.6	22.8	22.8	22.5	21.8	21.8	24.0	22.2	23.6	23.6	23.6

- (注) 1 平成元年度以降の酒税等の負担率は、消費税を含む。
 2 ビールについては、容器保証金(5円)込み価格から算出した。
 3 ウイスキーについては、平成7年度から平成20年度まではアルコール分「40度」で酒税等の負担率を計算している。